

## 計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項及び第87条第1項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日以降の計算証明について適用する。ただし、この改正による改正後の第3の1、別表1の2及び別表3の規定は、同年5月1日以降の計算証明について適用する。

令和2年4月1日

会計検査院長 森田 祐司

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第3 電子情報処理組織の使用による計算証明</p> <p>1 計算証明情報の受付システム</p> <p>会計検査院に、電子情報処理組織を使用して計算証明情報の送信を受けるため、次の①、②、③、④及び⑤に掲げるシステムを設置し、それぞれ①、②、③、④及び⑤に定める計算証明情報を受け付ける。</p> <p>① 決算確認システム（CEFIAN） 別表1の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>② 決算確認システム（物品） 別表1の2の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>③ 決算確認システム（国有財産） 別表2の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>④ 電子証拠書類等管理システム（EVANSS） 別表3及び別表4の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>⑤ クラウドサーバ 別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>2 計算証明情報を送信する方法</p> <p>(1) 計算証明情報の送信に使用するシステム</p> <p>証明責任者は、電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、次の①又は②に掲げる証明責任者の区分に応じ、計算証明情報を当該①又は②に定めるシステムに送信するものとする。</p> <p>① 国の機関及び都道府県に属する証明責任者 計算証明書類送信システム</p> <p>[削る。]</p> <p>② 出資法人等に属する証明責任者 クラウドサーバ</p> <p>(2) 計算証明規則第87条第3項第1号に規定する識別符号及び暗証符号</p> <p>国の機関及び都道府県に属する証明責任者の送信に係る識別符号及び暗証符号は、次のとおりとする。</p> <p>① 識別符号は、証明責任者が計算証明書類送信システムにおいて設定する利用者IDとする。</p> <p>② 暗証符号は、証明責任者が計算証明書類送信システムにおいて設定するパスワード及び同システムにおいて自動的に設定されるワンタイムパスワードとする。</p> <p>(3) 計算証明情報の形式等</p> | <p>第3 電子情報処理組織の使用による計算証明</p> <p>1 計算証明情報の受付システム</p> <p>会計検査院に、電子情報処理組織を使用して計算証明情報の送信を受けるため、次の①、②、③及び④に掲げるシステムを設置し、それぞれ①、②、③及び④に定める計算証明情報を受け付ける。</p> <p>① [同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>② [同左]</p> <p>③ [同左]</p> <p>④ 会計検査院が契約し民間事業者が提供するクラウドサーバ（以下「クラウドサーバ」という。） 別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>2 計算証明情報を送信する方法</p> <p>(1) 計算証明情報の送信に使用するシステム</p> <p>証明責任者は、電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、次の①、②又は③に掲げる証明責任者の区分に応じ、計算証明情報を当該①、②又は③に定めるシステムに送信するものとする。</p> <p>① 国の機関に属する証明責任者 総務省が設置し、管理している電子文書交換システム</p> <p>② 都道府県に属する証明責任者 決算確認システム（計算証明書類送信機能）</p> <p>③ [同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>(2) 計算証明情報の形式等</p> |

[ア・イ 略]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、次のとおりとする。

別表1から別表3までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付すための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官がこれらの表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、次のとおりとする。

① [略]

② 計算証明情報のファイル又はフォルダの名称は、「証明年月\_\_計算証明書類の名称」（例「〇年〇月分\_\_合計残高試算表.pdf」）を標準とする。

[③・④ 略]

#### 第4 電磁的記録による計算証明

1 [略]

2 計算証明情報を記録媒体に記録する方法

ア 計算証明情報の形式

計算証明情報の形式は、第3の2(3)アに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式又は作成システムの名称欄に掲げる記録形式又は作成システムにより作成した情報でなければならない。

[イ 略]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、第3の2(3)ウに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付すための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等の規定に準ずる。

[ア・イ 同左]

ウ 技術的方法等

[同左]

① [同左]

② 計算証明情報のファイル又はフォルダの名称は、「証明年月\_\_計算証明書類の名称」（例「29年4月分\_\_合計残高試算表.pdf」）を標準とする。

[③・④ 同左]

#### 第4 電磁的記録による計算証明

1 [略]

2 計算証明情報を記録媒体に記録する方法

ア 計算証明情報の形式

計算証明情報の形式は、第3の2(2)アに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式又は作成システムの名称欄に掲げる記録形式又は作成システムにより作成した情報でなければならない。

[イ 同左]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、第3の2(2)ウに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付すための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等の規定に準ずる。

第6 その他の留意事項

[1～3 略]

4 従前の基準等の取扱い

この基準の適用の際現に旧基準第3の2(2)又は第4の2の規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報処理調査官が別に定めている事項は、それぞれこの基準の第3の2(3)ウ又は第4の2ウの規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定めたものとみなす。

別表1の2（第3及び第4関係）

| 項番 | 計算証明規則の条文 | 計算証明書類の名称（注1） | 作成システムの名称    |
|----|-----------|---------------|--------------|
| 1  | 第59条      | 物品管理計算書       | 物品管理システム（注2） |

（注1）「計算証明書類の名称」は、システム上の帳票等の名称を含む。

（注2）「物品管理システム」とは、経済産業省が設置し、管理している旅費等内部管理業務共通システムのうち、物品管理システムをいう。

別表3（第3及び第4関係）

| 項番  | 計算証明規則の条文 | 計算証明書類の名称（注1）  | 作成システムの名称          |
|-----|-----------|--|--------------------|
| [略] | [略]       | [略]  | [略]                |
| 4   | 第22条      | [略]  | [略]                |
|     |           | 支出計算書（官署分）の証拠書類<br>・支出負担行為即支出決定決議書<br>・支出負担行為即支出決定決議書決裁履歴<br>・旅費概算（精算）請求書（内国旅行）<br>・旅費概算（精算）請求書（外国旅行）<br>・旅費概算（精算）請求書（日額旅費）<br>・旅費概算（精算）請求書（内国赴任）<br>・旅費概算（精算）請求書（外国赴任）<br>・旅費請求書（キャンセル料）<br>・支給調書 | 旅費及び謝金・諸手当システム（注4） |

第6 その他の留意事項

[1～3 同左]

4 従前の基準等の取扱い

この基準の適用の際現に旧基準第3の2(2)又は第4の2の規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報処理調査官が別に定めている事項は、それぞれこの基準の第3の2(2)ウ又は第4の2ウの規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定めたものとみなす。

[別表を加える。]

別表3（第3及び第4関係）

| 項番   | 計算証明規則の条文 | 計算証明書類の名称（注1） | 作成システムの名称 |
|------|-----------|---------------|-----------|
| [同左] | [同左]      | [同左]          | [同左]      |
| [同左] | [同左]      | [同左]          | [同左]      |
|      |           | [同左]          | [同左]      |

| [略] | [略]  | [略]   | [略]              |
|-----|------|---|------------------|
| 8   | 第62条 | 物品管理計算書の証拠書類<br>・物品分類換通知書<br>・物品管理換協議書<br>・物品管理換同意書<br>・管理換物品引渡通知書<br>・管理換物品引渡受領書<br>・物品取得措置請求書<br>・物品取得通知書<br>・物品払出命令書<br>・物品受領命令書<br>・物品返納命令書<br>・物品受入命令書<br>・物品不用申請書<br>・物品売払・貸付措置請求書<br>・物品亡失・損傷等報告書<br>・物品管理換（分類換）承認申請書<br>・物品管理換（分類換）承認書<br>・物品寄附決議書<br>・物品不用決定承認申請書<br>・物品不用決定承認書<br>・物品廃棄措置請求書<br>・物品廃棄決議書<br>・物品の国有財産編入決議書<br>・物品分類換承認申請書<br>・物品分類換承認書<br>・物品分類換命令書<br>・物品管理情報修正決議書<br>・物品管理換命令書<br>・物品貸付決議書<br>・物品譲与決議書<br>・上記に掲げる証拠書類の添付情報（注3） | 物品管理システム         |
|     |      | 物品管理計算書の証拠書類<br>・前欄に掲げる証拠書類の決裁履歴  | 一元的な文書管理システム（注5） |

[（注1） 略]

[（注2・注5） 「電子調達システム」及び「一元的な文書管理システム」とは、総務省が設置し、管理している電子調達システム及び一元的な文書管理システムをいう。

[（注3） 略]

[（注4） 「旅費及び謝金・諸手当システム」とは、経済産業省が設置し、管理している旅費等内部管理業務共通システムのうち、旅費及び謝金・諸手当システムをいう。

| [同左] | [同左] | [同左]  | [同左]             |
|------|------|---|------------------|
| 8    | 第59条 | 物品管理計算書   | 物品管理システム（注5）     |
| 9    | 第62条 | 物品管理計算書の証拠書類<br>・物品分類換通知書<br>・物品管理換協議書<br>・物品管理換同意書<br>・管理換物品引渡通知書<br>・管理換物品引渡受領書<br>・物品取得措置請求書<br>・物品取得通知書<br>・物品払出命令書<br>・物品受領命令書<br>・物品返納命令書<br>・物品受入命令書<br>・物品不用申請書<br>・物品売払・貸付措置請求書<br>・物品亡失・損傷等報告書<br>・物品管理換（分類換）承認申請書<br>・物品管理換（分類換）承認書<br>・物品寄附決議書<br>・物品不用決定承認申請書<br>・物品不用決定承認書<br>・物品廃棄措置請求書<br>・物品廃棄決議書<br>・物品の国有財産編入決議書<br>・物品分類換承認申請書<br>・物品分類換承認書<br>・物品分類換命令書<br>・物品管理情報修正決議書<br>・物品管理換命令書<br>・物品貸付決議書<br>・物品譲与決議書<br>・上記に掲げる証拠書類の添付情報（注3） | 物品管理システム         |
|      |      | [同左]  | 一元的な文書管理システム（注6） |

[（注1） 同左]

[（注2・注6） 「電子調達システム」及び「一元的な文書管理システム」とは、総務省が設置し、管理している電子調達システム及び一元的な文書管理システムをいう。

[（注3） 同左]

[（注4・注5） 「旅費及び謝金・諸手当システム」及び「物品管理システム」とは、経済産業省が設置し、管理している旅費等内部管理業務共通システムのうち、旅費及び謝金・諸手当システム及び物品管理システムをいう。

別記様式（第3関係）

[表は略]

備考

- 1 この収容ファイル一覧表は、計算証明書類に記載すべき事項（計算証明情報）の内容を明らかにした資料（計算証明規則第1条の5第2項及び第87条第4項）並びに「科目、受払、種類等の区分の名称」、「証拠書類及び添付書類の金額」、「証拠書類及び添付書類の名称（所管（主管）及び会計（勘定）名を含む。）」、「証明年度及び証明年月」、「証明責任者の職（官）又は役職及び氏名」及び「証拠書類及び添付書類の総金額」に係る事項（第8条の2第1項後段（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））を電磁的記録に併せて記録し、又は当該事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するために作成するものである。

[2～6 略]

別記様式（第3関係）

[同左]

備考

- 1 この収容ファイル一覧表は、計算証明書類に記載すべき事項（計算証明情報）の内容を明らかにした資料（計算証明規則第1条の5第2項及び第87条第3項）並びに「科目、受払、種類等の区分の名称」、「証拠書類及び添付書類の金額」、「証拠書類及び添付書類の名称（所管（主管）及び会計（勘定）名を含む。）」、「証明年度及び証明年月」、「証明責任者の職（官）又は役職及び氏名」及び「証拠書類及び添付書類の総金額」に係る事項（第8条の2第1項後段（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。））を電磁的記録に併せて記録し、又は当該事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するために作成するものである。

[2～6 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。